

Improvement of Nursery teacher's Specialty in  
the Aspect of Multi-cultural symbiosis society

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀田, 正央 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/637">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/637</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 多文化共生社会における保育士の専門性向上に関する研究

## Improvement of Nursery teacher's Specialty in the Aspect of Multi-cultural symbiosis society

堀 田 正 央

HOTTA, Masanaka

### I. 研究の背景

平成20年度の法務省統計によれば、正規の外国人登録者数は221万人を超える数字を記録した<sup>1)</sup>。この数は日本の総人口の約1.74%と史上最も高い値となり、拡大再生産を前提とした消費型の社会から多文化共生を前提とした成熟した社会への緩やかな移行が継続していることを示していると考えられる。

外国人登録者数の経年的推移を見てみると、外国人登録令が施行された1947年の外国人登

録者数は639,368人であったが、1960年で650,566人、1970年で708,458人、1980年で782,910人と常に増加を続けてきた。増加率についても、1947年から1986年の40年間での外国人登録者数の増加は227,869人であったが、1986年から2006年の20年間では1,144,323人と、わずか半分の期間で約5倍もの増加を見せている。

2008年の都道府県別外国人登録者数を表1に示す。最も外国人登録者数が多いのは東京都の402,432人であり、全体の18.1%を占めて

表1. 都道府県別外国人登録者数

	平成13年	平成16年	平成19年	平成20年	構成比	対前年増減率
総数	1778462	2011555	2011555	2217426	100	3
東京都	318996	347225	348225	402432	18.1	5.3
大阪府	209700	194648	211394	228432	10.3	2.8
愛知県	149612	211394	194648	211782	9.6	0
神奈川県	131038	150430	150430	171889	7.8	4.8
埼玉県	88993	104286	104286	121515	5.5	5.6
兵庫県	100935	96478	101496	111228	5	6.2
千葉県	82275	93378	96478	103279	4.7	1.9
静岡県	74422	101496	93378	102522	4.6	1
京都府	55729	50769	54208	57570	2.6	0.6
茨城県	45227	51026	51026	56277	2.5	3.1
その他	521524	609435	605986	650500	29.3	1.9

平成20年度在留外国人統計（法務省）より作成

キーワード：多文化共生社会、保育士養成課程、保育所保育指針

Key words : Multi-cultural symbiosis society, Nursery teacher training course, guidelines for center-based day-care

いる。ついで大阪府の228,432人（10.3%）、愛知県の211,782人（9.6%）となり、上位10都道府県の外国人登録者数の合計は1,566,926人に上る。10都道府県全てで前年を上回る数字となり、全国の外国人登録者の約70%がこれらの地域に居住する結果となった。このことから、在日外国人の居住状況には大きな地域格差があり、集住地域における総人口に占める外国籍住民の割合は非常に高いことが明らかである。

日本における外国人住民は、約74%が生産年齢人口に属する。特にニューカマーにおいてこの傾向は顕著（フィリピンでは90%以上）であり、既存の日本人住民あるいはオールドカマーに分類される外国人住民を対象としたサポートシステムの枠組みでは、これらの人口が基本的な住民サービスの一つである保育サービスを十分に受けられないか、受けられる場合にも外国籍保護者のニーズが十分に配慮されない可能性が高い。<sup>2), 3)</sup>

日本における外国人住民に対する保育サービスのあり方についての先行研究は、各地域の保育所における事例的な報告や横断的な定量的調査が存在するものの<sup>4), 5)</sup>、十分な蓄積がなされているとは言えず、保育の現場においても必ずしも多文化保育の実践知が重要視されていない状況がある。一方で、平成20年に改訂された保育所保育指針においては、第三章 保育の内容 1.保育のねらいおよび内容（二）教育に関わる内容およびねらい イ情緒の安定の中で「⑭外国人など、自分と異なる文化を持った人に親しみを持つ」との文言が定められている。さらに改訂以前の保育所保育指針から継続して、2 保育の実施上の配慮事項（一）保育に関わる全般的な配慮事項の中に「オ 子どもの国籍や文化の違いを

認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること」との一文があり、保育士の本来業務の中で多文化共生への配慮が重要であることが明言されている。このことから、今後の保育士の専門性向上の一環として、外国人母子へのエンパワメントの視点での保育実践を進めて行くことは急務であると考えられる。

本研究は多文化共生社会への転換期において、保育専門職を志望する学生の多文化保育に関する認知や意識を明らかにすることで、今後の保育士の専門性向上にむけた養成課程カリキュラム構築の一助とすることを目的とした。

## Ⅱ. 対象と方法

2009年4月、国内私立大学で多文化保育論を履修登録した大学生72名に対して、集合式質問紙調査を行った。調査内容は、1.保育所保育指針の内容の認知度、2.日本語を母語としない子どもへの保育に関する意識等に関する項目である。欠損値の処理等を行い、68票を分析に投入した。

## Ⅲ. 結果

### 1) 保育所保育指針の内容の認知度

「保育所保育指針第三章 保育の内容 1.保育のねらいおよび内容（二）教育に関わる内容およびねらい イ情緒の安定⑭外国人など、自分と異なる文化を持った人に親しみを持つ」について、「考察したことがある」と答えたのは8名（11.8%）であった。「読んだことはあるが考察はしていない」の8名（11.8%）を加えると、全体の約23%が認知している結果となった。

「保育所保育指針第三章 2.保育の実施上の配慮事項（一）保育に関わる全般的な配慮

事項 オ子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること」については、「考察したことがある」と答えたのは9名(13.2%)であった。同様に「読んだことがあるが考察はしていない」の40名(66.7%)を加えると、約77%が内容を認知している結果となった。

カイ二乗検定の結果、双方の項目共に学年や性別での有意差は見られなかった。

## 2) 日本語を母語としない子どもへの保育に関する意識

日本語を母語としない子どもへの保育を行う上で必要な知識・技術について表2に示す。「多言語の用語集等の活用」を除いた全ての項目で50%を超える値となった。最も高い割合を示したのは「保育者の外国語による対応」の65名(95.6%)、次いで「他文化の保育観等の理解」62名(91.2%)、「食文化や宗教における禁忌の把握」62名(91.2%)、「保育者の身振り手振りによる対応」60名(88.2%)等となっていた。

「日本語を母語としない子どもが入園した場合、全体の保育内容を変えるべきか」の設問については、強くそう思うが11名(16.2%)、

そう思うが42名(61.8%)であり、約80%が肯定的に捉えていた。

「日本語を母語としない子どもを積極的に受け入れたいと思うか」の設問については、強くそう思うが19名(27.9%)、そう思うが14名(20.5%)であり、受け入れに積極的だったのは47.5%に留まった。

## IV. 考察

### 1) 保育所保育指針の内容の認知度

対象はその全てが保育士養成課程に登録をしていた。調査期間が改訂された保育所保育指針が告示されてから約1年ということもあり、保育所保育指針について学習する機会は複数回存在した筈である。しかしながら、「保育所保育指針第三章 保育の内容 1.保育のねらいおよび内容 (二) 教育に関わる内容およびねらい イ 情緒の安定⑭外国人など、自分と異なる文化を持った人に親しみを持つ」については、約23%に認知されているに留まり、多文化保育と関連した視点での保育内容として数少ない具体的な記述であるにも関わらず、養成課程において十分に取り上げられていない可能性が示唆された。

「保育所保育指針第三章 2 保育の実施上の配慮事項 (一) 保育に関わる全般的な配慮事項 オ子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること」については、全体で約77%が認知していた。多文化共生社会むけた多様性の受容の視点と親和性が高い記述として、改訂前の保育所保育指針から注目されている箇所であり、前述の情緒の安定に関するねらいよりも比較的高い割合を示している。一方、対象が多文化保育論の履修登録者であり、一般の保育士養成課程登録学生に比べて文化的多様性の受

表2. 日本語を母語としない子どもを保育する上で必要な知識や技術 (N=68)

	n	%
保育者の外国語による対応	65	95.6
保育者の身振り手振りによる対応	60	88.2
多言語の用語集等の活用	32	47.1
他文化の保育観等の理解	62	91.2
食文化や宗教における禁忌の把握	62	91.2
保護者とのより緊密な連携	39	57.4
日常的なカリキュラムのアレンジ	34	50
イベント的なカリキュラムのアレンジ	36	52.9

(複数回答)

容について感度が高いと想定されることを考慮に入れると、必ずしも十分な認知度であるとは言えないと考えられる。

## 2) 日本語を母語としない子どもへの保育に関する意識

日本語を母語としない子どもを保育する上で必要な知識・技術については、「保育者の外国語による対応」(95.6%)、「他文化の保育観等の理解」(91.2%)、「宗教や食文化における禁忌の把握」(91.2%)、「保育者の身振り手振りによる対応」(88.2%)等の保育者自身の資質に関わる項目について高い割合を示した。保護者を始めとした当該児をとりまく環境については比較的低い割合を示し、体系的なエンパワメントに繋がりにくい状況が考えられた。

「日本語を母語としない子どもが入園した場合、全体の保育内容を変えるべきか」については、全体で約80%が肯定的な意識を持っていた。否定的な回答をした理由についての自由記述では、「今まで園にいた子どもたちが戸惑うから」「外国の子どもだけを特別扱いするのは良くないから」「保護者の理解が得られないかもしれないから」等の記述がみられた。当該児と既存の園児との利益が排他的な関係にあるという認識が目立ち、日本語を母語としない子どもへの理解が、保育所保育指針の保育に関わる全般的な配慮事項とも関連したメリットを既存の園児にも誘引する点が十分に認識されていないことが考えられた。

「日本語を母語としない子どもを積極的に受け入れたいと思うか」については、受け入れに積極的だったのは半数に満たない結果となった。否定的な回答をした理由についての自由記述では、「英語が話せない」「受け入れ

の準備が十分ではないかもしれないから」「子どもたちが混乱するかもしれない」「自分よりも良い受け入れ先があると思う」「保護者の理解が得られないかも知れないから」等の記述がみられた。言葉や環境構成の問題をはじめとした保育者の知識や技術についての十分な指導が必要なことは勿論、その前段階としての多文化共生そのものに対する倫理的な配慮を含め、多文化保育についての包括的な取り組みが養成課程において必要なことが示唆された。

## V. まとめ

日本における外国人住民は、約74%が生産年齢人口に属しており、また国際結婚の件数は平成18年において40272に上り、全婚姻数の約5.6%となっている。<sup>6)</sup>さらに外国人住民の人口構造とは対照的に、日本の生産年齢人口は経年的な減少が見込まれ、現在の社会システムを維持するためには、今後50年間に毎年約60万人もの外国人移民を受け入れる必要があるとの報告もある。<sup>7)</sup>以上のことから、今後両親あるいは一方の親が外国籍である子どもの数は更に増加する可能性が極めて高く、地域の保育所が日本語を母語としない母子の保育ニーズに対応可能なシステムを構築することは急務である。またその過程における保育者一人ひとりの専門性の向上は不可欠であり、特に今後の資格取得に向けた保育士養成課程における対応は重要であることが考えられる。

一方で今回の調査によって、多文化保育に比較的関心の高い大学生においても保育所保育指針の内容の認知度および日本語を母語としない子どもへの保育に関する意識は、多様化する保育ニーズに十分に対応できる水準に

あるとは言えないことが明らかとなった。

よって以下の2点を提言する。

- 1) マジョリティに対する保育を前提に考えられてきた従来の養成課程において、重要性を十分に強調されてこなかった可能性のある多様性の受容等に関わる保育の配慮事項について、保育所保育指針にも明言されていることから、しっかりとカリキュラムに組み込みながら在籍学生の多文化共生社会にむけた意識を涵養する必要がある。
- 2) 多文化保育に関心がある大学生においても、日本語を母語としない子どもを受け入れることへの積極性は高いとは言えないことから、上記の配慮を前提としながらも多文化保育に関するより具体的な知識や技術を指導していく必要がある。

会, 2007

- 7) 坂中永徳, 21世紀の外国人政策－人口減少時代の日本の選択と出入国管理, 国債人流, 10:2-9, 2000
- 8) 李節子, 今泉恵, 澤田貴志. 在日外国人母子支援ガイドライン－地域母子保健実践活動の分析と提言から, 助産雑誌59 (8) 64-72, 2003
- 9) Beborh L. Cross-cultural attitudes towards speech doctors. J.Speech Hear.Res, 1992 (35) 45-52
- 10) Mori H. Migrant workers and labor market segmentation in Japan. Asian Pac.Migr.J.1994 (3) 619-38
- 11) 山田千明, 多文化に生きる子どもたち, 明石書店, 2006
- 12) 新海英行, 加藤良治, 松本一子, 在日外国人の教育保障, 大学教育出版, 2001
- 13) 宮島喬, 太田晴雄, 外国人の子どもと日本の教育, 東京大学出版会, 2005
- 14) 中島智子, 多文化教育, 明石書店, 1998
- 15) J.ゴンザレス - メーナ, 多文化共生社会の保育者, 北大路書房, 2004
- 16) 萩原元昭, 多文化保育論, 学文社, 2008

## VI. 参考文献

- 1) 平成20年度在留外国人統計, 財団法人入管協会, 2008
- 2) 堀田正央, 牛島廣治, 小林登, 中村安秀, 重田政信, 李節子. 在日外国人母子保健支援のための全国自治体調査, 平成15年厚生労働科学研究子ども家庭総合事業「多民族文化社会における母子の健康」, 2003
- 3) Masanaka Hotta. Situational analysis of maternal child health services for foreign residents in Japan. Pediatrics International 2007.49:293-300
- 4) 李節子, 在日外国人の母子保健, 医学書院, 1998
- 5) 山岡テイ, 谷口正子, 森本恵美子, 朴淳香, 多文化子育て調査報告書, 多文化子育てネットワーク, 2001
- 6) 平成18年度人口動態統計, 財団法人厚生統計協